

労働者災害補償保険法施行規則  
別表第1 障害等級表

(平成23年2月1日施行)

障害等級	給付の内容	身体障害
第1級	当該障害の存する期間1年につき給付基礎日額の313日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼が失明したもの</li> <li>2 そしやく及び言語の機能を廃したもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>5 削除</li> <li>6 両上肢をひじ関節以上で失つたもの</li> <li>7 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>8 両下肢をひざ関節以上で失つたもの</li> <li>9 両下肢の用を全廃したもの</li> </ol>
第2級	同277日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になつたもの</li> <li>2 両眼の視力が0.02以下になつたもの</li> <li>2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</li> <li>3 両上肢を手関節以上で失つたもの</li> <li>4 両下肢を足関節以上で失つたもの</li> </ol>
第3級	同245日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になつたもの</li> <li>2 そしやく又は言語の機能を廃したもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</li> <li>5 両手の手指の全部を失つたもの</li> </ol>
第4級	同213日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.06以下になつたもの</li> <li>2 そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力を全く失つたもの</li> <li>4 1上肢をひじ関節以上で失つたもの</li> <li>5 1下肢をひざ関節以上で失つたもの</li> <li>6 両手の手指の全部の用を廃したもの</li> <li>7 両足をリスフラン関節以上で失つたもの</li> </ol>
第5級	同184日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になつたもの</li> <li>1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>2 1上肢を手関節以上で失つたもの</li> <li>3 1下肢を足関節以上で失つたもの</li> <li>4 1上肢の用を全廃したもの</li> <li>5 1下肢の用を全廃したもの</li> <li>6 両足の足指の全部を失つたもの</li> </ol>
第6級	同156日分	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.1以下になつたもの</li> <li>2 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</li> <li>3の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が4十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</li> <li>5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失つたもの</li> </ol>
		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になつたもの</li> <li>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>2の2 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</li> <li>3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>4 削除</li> </ol>

障害等級	給付の内容	身体障害
第7級	同131日分	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失つたもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失つたもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側のこう丸を失つたもの
第8級	給付基礎日額の503日分	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0・02以下になつたもの 2 せき柱に運動障害を残すもの 3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失つたもの 4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失つたもの
第9級	同391日分	1 両眼の視力が0・6以下になつたもの 2 1眼の視力が0・06以下になつたもの 3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしやく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの 7 1耳の聴力を全く失つたもの 7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失つたもの 9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失つたもの 11 1足の足指の全部の用を廃したもの 11の2 外貌に相当程度の醜状を残すもの 12 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	同302日分	1 1眼の視力が0・1以下になつたもの 1の2 正面視で複視を残すもの 2 そしやく又は言語の機能に障害を残すもの 3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの 4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 5 削除 6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失つたもの 9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
		1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの

障害等級	給付の内容	身体障害
第11級	同223日分	3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 5 せき柱に変形を残すもの 6 1手の示指、中指又は環指を失つたもの 7 削除 8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	同156日分	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 8の2 1手の小指を失つたもの 9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10 1足の第2の足指を失つたもの、第2の足指を含み2の足指を失つたもの又は第3の足指以下の3の足指を失つたもの 11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12 局部にがん固な神経症状を残すもの 13 削除 14 外貌に醜状を残すもの
第13級	同101日分	1 1眼の視力が0・6以下になつたもの 2 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼のまぶたの1部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4 1手の小指の用を廃したもの 5 1手の母指の指骨の1部を失つたもの 6 削除 7 削除 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失つたもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
第14級	同56日分	1 1眼のまぶたの1部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 削除 6 1手の母指以外の手指の指骨の1部を失つたもの 7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの 10 削除

- 1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきよう正視力について測定する。
- 2 手指を失つたものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。

障害等級	給付の内容	身体障害
3	手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(母指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。	
4	足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。	
5	足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第1の足指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。	

(照会先)

労働基準局労災補償部補償課業務係

電話03(5253)1111(代表) 内線5464